【事例 1 回答例】小学校

Aは小学校6年生男子児童である。図書委員会の活動中、委員会の作業をあまりしないで、同級生の男子児童B、Cと、しゃべったりふざけたりしていた。そこで、新任のX先生は、「どうして、今日は仕事をしないの。いつもは、やっているのに。ちゃんとやりなさい。」と注意した。いつもは、Y先生が主に委員会の指導をしており、児童Aたちはきちんと活動していた。X先生は、自分だと言うことを聞かない児童Aたちに困っていた。

しばらく様子を見ていたが、児童Aたちに変化は見られなかった。Y先生からは、今日中にやっておく作業内容を頼まれていて、このままでは、作業は終わりそうになかった。そこで、X先生は、児童Aたちに、「何回言わせるの。真面目にやりなさい。やらなかったら、Y先生に言うわよ。」と注意した。それに対し、児童Aたちが反抗的な態度を取ったので、X先生は、リーダー格である児童Aのところに行き、児童Aの頭をげんこつで1回叩いた。

- (1) X先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。
- (○ 児童Aの頭をげんこつで叩いた行為。
- (2) X 先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。
 - 体罰に関する認識の不足
 - 人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
 - 怒りの感情を抑えきれない
 - 児童Aたちの態度に腹が立ち、怒りの感情をコントロールできなかった。
 - Y先生に頼まれていた作業内容を終わらせるために焦っていた。
 - Y先生だと指導に従うのに、自分だと従わないので、なめられていると感じた。
 - 学校の協力体制の不十分さ
 - 指導をY先生に任せていた。
 - 〇 指導力不足
 - 指導が通るような信頼関係が築けていなかった(Y先生に指導を任せていた)。
 - 指導の場面で、正しく叱ることができなかった。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 意識の向上
 - 人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・怒りの感情をコントロールする。⇒ アンガーマネジメントを習得する。(P8)
 - 〇 組織力の向上
 - 管理職等が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - ・支え合う体制を確立する。⇒ 指導場面の交流を促進する。(P9)
 - ふだんから同僚・管理職が相談にのったり助言をしたりする。(P9·10)
 - ・X先生とコミュニケーションを取り、悩みを聴いたり児童理解や指導法について交流する。⇒ 同僚性を高める。(P9·10)
 - 事前に児童Aたちに、Y先生から指示をしておく。(P10)
 - ※ 「体罰は、必要ない」指導とはどのようなものでしょうか。
 - 〇 指導力の向上
 - ・人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19)
 - ・担当する学級・学年以外の児童生徒とも積極的に信頼関係を構築して行う指導。
 - 児童生徒が自分のよくなかったことに気付き行動変容できるように叱る指導。(P3·15·25)
 - 〇 その他
 - ・児童が主体的に活動できるようにする指導(委員会の目的の説明、児童と共に計画を作成、 児童の活動に対する承認等P22~25)。

【事例2 回答例】小学校

Aは小学校4年生男子児童である。1時間目の算数でプリントが配られた。X先生は、「できた人から、前に出しましょう。」と伝えた。一番になることが大好きな児童Aは、それを聞いて頑張り出した。どうにかでき上がり、急いで前に出しに行ったところ、すでに男子児童Bが出していた。児童Aは、悔しさを紛らすために、独り言を言い出した。その声が大きくなってきたので、X先生は、「静かにしなさい。うるさくしたら、みんなに迷惑です。早く、自分の席に戻りなさい。」と、児童Aに注意した。児童Aが我慢して自分の席に戻ろうとしたとき、男子児童Cが自分を指さして笑っているように見えたので、児童Aは児童Cの頭を叩いた。それがきっかけで、児童Aと児童Cはケンカになり、その騒ぎに気付いたX先生は児童Aに、「こらっ。うるさくするわ、友達を叩いてケンカするわ、ダメじゃないか。早く、X に計りなさい。」と注意をした。しかし、児童Aはそっぽを向き、謝らなかったので、X 先生は児童Aの手を持ち、児童Cの方に身体を向けようとした。そのとき、児童AはX 先生の手を噛んだ。「痛い。そんな悪いことをするのは、この口か。」と、X 先生は怒りながら、児童Aのあごを力を入れてつかんだ。児童Aは、この後、大声で泣き出した。

- (1) X 先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。
- (○ 児童Aのあごを力を入れてつかんだ行為。
- (2) X先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。
 - 体罰に関する認識の不足
 - ・人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
 - 怒りの感情を抑えきれない
 - すぐに謝らなかったり、騒いだりケンカしたりする児童Aに対して、イライラしていた。
 - 児童Aに手を噛まれて腹が立ち、怒りの感情をコントロールできなかった。
 - 〇 学校の協力体制の不十分さ
 - 児童Aに対する特別な教育的支援の内容が引継ぎ・共有されていなかった。
 - 〇 指導力不足
 - 児童Aの以下の言動から、児童Aには特別な教育的支援が必要なことに気付いていなかった。 「児童Aが一番にこだわっていたこと」
 - 「一番になれなくて悔しい気持ちを、独り言で紛らわそうとしていたこと」
 - ・独り言への注意を聞いて静かにできた時に、タイミングよく承認できなかった。
 - 一方的に注意をするだけで、児童Aの気持ちを理解しようとしていなかった。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 〇 意識の向上
 - ・人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・怒りの感情をコントロールする。⇒ アンガーマネジメントを習得する。(P8)
 - 〇 組織力の向上
 - 管理職が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - 児童Aに対して配慮するべきことを共有できるようにする。
 - ⇒ 引継ぎ・学年会等での意見交流などを充実させる。(P9·10)
 - ⇒ 特別な教育的支援を要する児童生徒に関する校内研修を実施する。(P19)
 - ※ 「体罰は、必要ない」指導とはどのようなものでしょうか。
 - 〇 指導力の向上
 - 人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19) 特に、特別な教育的支援が必要な児童生徒の場合、多くの観点から情報を把握してよく理解 しておく(アセスメントカを高める)。
 - 特別な教育的支援を要する児童生徒の特性を理解した指導。(P19)
 - ⇒ 提出の方法を変える。

興奮していたら、まず落ち着かせる。

ケンカの理由をよく聞いてから判断する。

近付いて、穏やかに、静かな声で注意する。等

【事例3 回答例】中学校

中学校に入学して6月に実施された宿泊訓練での出来事である。X先生は、採用2年目で、初めて学級担任を任された先生である。消灯時間が過ぎたにも関わらず、X先生が担任する男子生徒A、Bがいる部屋から喋り声が聞こえてきたので、X先生は静かに就寝するように口頭で注意を与えた。その30分後、Y先生が館内を巡回していると、先ほど指導を受けた生徒A、Bがいる部屋から再び話し声が聞こえてきたので、Y先生はX先生に「先生のクラスの部屋、まだ、騒いでますよ。他の部屋に迷惑です。」と告げた。X先生は、慌ててその部屋の前に行き、聞き耳を立てていると、「X先生は、ウザイ。」という声が聞こえてきた。その瞬間、X先生は部屋に入り、X先生の噂話をしていた生徒A、Bを理由も聞かずに一発ずつ平手で叩き、連帯責任として部屋の他の生徒も廊下に出し、一時間正座させた。

- (1) X先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。
 - 一発ずつ平手で叩いた行為。
 - 〇 長時間正座させた行為。
- (2) X 先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。
 - 体罰に関する認識の不足
 - 人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
 - 怒りの感情を抑えきれない
 - •「X先生は、ウザイ。」という発言の真意を確かめずに、指導に従わない生徒たちに対し、怒りの感情をコントロールできなかった。
 - Y先生に「迷惑です。」と告げられ、焦っていた。
 - 学校の協力体制の不十分さ
 - 経験の少ないX先生一人に指導が任されていた。
 - 〇 指導力不足
 - 生徒に対して、宿泊訓練にけるルールの必要性を理解させる指導が徹底できなかった。
 - 指導の場面で、正しく叱ることができなかった。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 〇 意識の向上
 - 人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・怒りの感情をコントロールする。⇒ アンガーマネジメントを習得する。(P8)
 - 〇 組織力の向上
 - ・支え合う体制を確立する。⇒ 指導場面の交流を促進する。(P9)
 - ふだんから同僚や管理職が相談にのったり助言をしたりする。(P9·10)
 - Y先生や他の教職員がX先生と一緒に行き、指導を見せたりX先生の指導を見守ったりする。
 ⇒ 若手教員の育成、指導場面の交流を行う。(P9·10)
 - 正座をさせていることに気付いた教職員がX先生に助言する。(P10)
 - ※ 「体罰は、必要ない」指導とはどのようなものでしょうか。
 - 〇 指導力の向上
 - ・人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19)
 - ・ルールを守ろうとする自主性・自立性を引き出す指導。(P22·23)
 - ・状況把握を適切に行った上で、児童生徒が自分のよくなかったことに気付き行動変容できるように叱る指導。(P3・15・25)

【事例4 回答例】中学校

中学校3年生の女子生徒Aは、ふだんから服装や頭髪で指導を受けている生徒で、教職員の指導にも反抗的な態度を取ることが多かった。他の生徒の進路の目標が決まっていく中、学習面に不安を感じている生徒Aだけが目標を決められずにいた。学級担任であるY先生との懇談で、生徒Aはまず授業を大切にしていくことを約束し、生徒Aの授業態度に少しずつ変化が見られるようになってきた。そんなとき、生徒Aのクラスが自習となり、ふだんから厳しい生徒指導をするという評判のX先生が自習監督を行うことになった。最初、静かに課題に取り組んでいた生徒Aだが、授業が半ばを過ぎた頃になると、隣の生徒と何やら話すようになった。その姿を見たX先生は、生徒Aが隣の生徒に迷惑をかけていると思い、理由も聞かずに、「他人に迷惑をかけるのだったら、教室を出て行け。」と、生徒Aの手を強く引っ張って、教室の外へ連れ出した。その際、生徒Aは転倒し、廊下で頭を打った。生徒Aは「二度と学校へ来ない。」という言葉を残し帰宅した。放課後、生徒Aの母親から、「やっと、やる気を出していたのに・・・。隣の子に質問をして、一方的に指導されるのはおかしい。これは、体罰だ。」という抗議の電話が入った。

(1) X先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。

- 生徒Aの手を強く引っ張って、教室の外へ連れ出してAを転倒させた行為。
- ☆ 上記以外で、X先生の指導等で気になる点があれば、話合いましょう。

(2) X先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。

- 体罰に関する認識の不足
 - ・人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
- 学校の協力体制の不十分さ
 - 最近の生徒Aの変容について、情報共有ができていなかった。
 - X先生一人に指導が任されていた。
- 〇 指導力不足
 - ・今までの生徒Aの言動から、隣の生徒に迷惑をかけているという誤った状況判断を行った。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 〇 意識の向上
 - 人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - 〇 組織力の向上
 - ・管理職が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - 生徒Aに対して配慮するべきことを共有できるようにする。
 - ⇒ 最近の生徒Aの変容についてX先生に伝えておく。(P10)
 - ⇒ 引継ぎ・学年会等での意見交流などを充実させる。(P9·10)
 - ⇒ 特別な教育的支援を要する児童生徒に関する校内研修を実施する。(P19)
 - ・廊下でのトラブルに他の教師が気付き、フォローに入る。⇒ 同僚性を高める。(P10)

- 〇 指導力の向上
 - ・人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19)
 - 「隣の生徒と何を話しているのか」を確かめてからの指導。(P3.15)
 - 生徒Aが頑張って自習している時に承認して、生徒Aの理解を深めたり信頼関係を築いたり する指導。(P28)
- ☆ ・理由を聞かずに判断したこと。
 - ケガの有無を確認しなかったこと。もし、ケガをしていた場合は、応急措置を行うなど適切に対応する。特に、頭を打った場合は、しばらく様子を見た上で、保護者と連絡をとり、病院での受診が必要である。
 - ・教室を出した後の指導を他の教員と連携しなかったこと(興奮したまま帰らせたこと)。
 - ・保護者に連絡しなかったこと。
- * (PO) は、体罰防止啓発資料 (冊子) のページ数を示しています。

【事例5 回答例】高等学校

男子生徒Aは、授業中いつも落ち着きがなく、何度注意を受けても教員の指示に全く従おうとしなかった。ある日の授業で、生徒AはX先生に気付かれぬよう、前に座っている寡黙な男子生徒Bに対して、消しゴムのかすを投げつけたり、背中にシャープペンシルを押し当てるなどのちょっかいをかけた。我慢しかねた生徒Bは、突然立ち上がって、生徒Aの胸ぐらに掴みかかった。生徒Aも負けじと生徒Bに殴りかかろうとした。そのとき、すぐにX先生が間に入り、両者を引き離した。興奮状態の生徒Aは、収まりがつかず、再度生徒Bを掴みにいこうとしたので、X先生は生徒Aを強く押し返した。その行為に、生徒Aは更に興奮し、今度は叫びながらX先生に向かってきた。そこでX先生は、生徒Aの顔を強めに一発殴った。ひるんだ生徒Aに対し、X先生は「頭を冷やせ。落ち着け。」と言って、駆けつけた他の先生の手を借り、生徒Aを別室へと連れて行った。

X先生は、落ち着きを取り戻した生徒Aに、「あの場面で、君を落ち着かせるためには、手を出さざるを得なかった。口で言って止められる状態ではなかったので、強く叩いてしまった。申し訳ない。」と、謝罪した。その後、X先生はこのことを管理職にも生徒Aの保護者にも報告しなかった。」

- (1) X 先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。
- (〇 生徒Aの顔を一発殴った行為。
- ☆ 上記以外で、X先生の指導等で気になる点があれば、話合いましょう。
- (2) X 先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。
 - 〇 体罰に関する認識の不足
 - ・人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
 - 正当行為、正当防衛について正しく理解していなかった。
 - 学校の協力体制の不十分さ
 - X先生一人に指導が任されていた。
 - ・生徒の特性や指導方法等の情報が共有されていなかった。
 - 11234567787899<
 - ・トラブルの芽を早い段階で察知し、対応できなかった。
 - ・生徒Aを強く押し返し、余計に興奮させてしまった。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 〇 意識の向上
 - 人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・正当行為・正当防衛について正しく理解する。(P16)
 - 〇 組織力の向上
 - 管理職が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - 生徒Aに対して配慮するべきことを共有できるようにする。
 - ⇒ 引継ぎ・学年会等での意見交流などを充実させる。(P9·10)
 - ⇒ 特別な教育的支援を要する児童生徒に関する校内研修を実施する。(P19)
 - ※ 「体罰は、必要ない」指導とはどのようなものでしょうか。
 - 〇 指導力の向上
 - 人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19) 特に、特別な教育的支援が必要な児童生徒の場合、多くの観点から情報を把握してよく理解 しておく(アセスメントカを高める)。
 - ・児童生徒の様子を観察し、トラブルの芽を察知する指導。(P19)
 - 生徒Aが授業に参加できるようにする指導。
 - 授業が分からずおもしろくない。⇒ 分かる授業・魅力ある授業を行う。(P20) 授業に集中できない特性がある。⇒ 特性に合わせた配慮を行う。(座席・環境) (P19) 授業参加の意識が低い。⇒ 生徒Aが授業に参加している時に承認する。(P22~27) 授業内容をすでに理解していて退屈している。⇒ 魅力ある授業を行う。生徒Aの活躍場 面をつくる。(P20)
 - ・生徒Aが落ち着いている時に、カッとなった時にどうすればよいかを考えさせる指導。(P19)
 - 相手の気持ちを考えさせる指導。
 - ☆ 生徒に謝罪したことで終わったと判断し、管理職や保護者に叩いたことや指導の内容・結果などを報告しなかったこと。
 - * (PO) は、体罰防止啓発資料 (冊子) のページ数を示しています。

【事例6 回答例】高等学校

Y先生の担任するHRは、活発で授業が進めやすいと評判であった。しかし、X先生の担当する数学の授業だけは私語が多くなり、大半の生徒が好きなことをやっている状態であった。特に、数学の苦手な生徒Aは、集中力を欠き、毎時間X先生から注意を受けていた。期末テストが迫ってきたある日、数学の授業中にいつもの調子で身勝手な発言を繰り返す生徒Aに対して、X先生が「静かにしろ。授業と関係のない発言をするな。」と怒鳴ると、生徒Aは「お前の教え方が悪いんじゃ。」と、反抗的な態度を取った。そこで、X先生は「生意気なことを言うな。」と、生徒Aの顔を平手で叩いた。

- (1) X 先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。
- 生徒Aの顔を平手で叩いた行為。
- (2) X先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。
 - 体罰に関する認識の不足
 - ・人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
 - 怒りの感情を抑えきれない
 - 反抗的に反論した生徒Aに対し、怒りの感情をコントロールできなかった。
 - 〇 体罰容認の意識
 - 反抗的な態度を取る児童生徒には、体罰もやむを得ないと考えていた。
 - 〇 学校の協力体制の不十分さ
 - ふだんから、同僚や管理職に相談できる雰囲気がつくれていなかった。
 - 〇 指導力不足
 - 魅力ある授業を行えていなかった。
 - X先生は、数学が苦手な生徒Aを理解せず、生徒Aとの信頼関係が築けていなかった。
 - 指導の場面で、正しく叱ることができなかった。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 〇 意識の向上
 - ・人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・怒りの感情をコントロールする。⇒ アンガーマネジメントを習得する。(P8)
 - 〇 組織力の向上
 - ・管理職が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - ・支え合う体制を確立する。⇒ 指導場面の交流を促進する。(P9)
 - ふだんから同僚や管理職が相談にのったり助言をしたりする。(P9·10)
 - X先生とコミュニケーションを取り、悩みを聴いたり児童生徒理解や指導法について交流する。⇒ 同僚性を高める。(P9·10)
 - ※「体罰は、必要ない」指導とはどのようなものでしょうか。
 - 〇 指導力の向上
 - 人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19)
 - 生徒Aが授業に参加できるようにする指導。

授業が分からずおもしろくない。 \Rightarrow 分かる授業・魅力ある授業を行う。(P20) 授業に集中できない特性がある。 \Rightarrow 特性に合わせた配慮を行う。(座席・環境)(P19) 授業参加の意識が低い。 \Rightarrow 生徒Aが授業に参加している時に承認する。(P22~27) 周りの生徒も授業に参加していない。 \Rightarrow 中間層への指導・支援を意識して行う。(P28) 教師に対する信頼感が低い。 \Rightarrow 生徒Aが頑張っていたり、普通に活動している場面で承認する。等(P17·22~27)

・児童生徒が自分のよくなかったことに気付き行動変容できるように叱る指導。(P3·15·25)

【事例7 回答例】特別支援学校

Aは小学部5年生の男子児童である。絵本を読むことが好きで、一度読み出すと、他のことに注意を向けられなくなる傾向にある。

2時間目と3時間目の中休みの時間に、児童Aは絵本を読み始めた。3時間目のチャイムが鳴った後も、児童Aはまだ絵本を読んでいた。X先生は、児童Aが授業への気持ちの切り替えができるようにと、児童Aが読んでいた絵本を取り上げて本棚に戻し、授業を始めることを告げた。しかし、児童Aは、本棚に行って絵本を取り出して、その場で読み始めた。再度、X先生が絵本を取り上げて本棚に入れようとすると、児童AはX先生から絵本を取り戻そうとした。X先生は、「やめなさい。」と注意するとともに、児童Aの頬をつねった。

- (1) X 先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。
- 児童Aの頬をつねった行為。
- (2) X先生は、なぜ、体罰や不適切な<u>行為を行ったのでしょう。</u>
 - 体罰に関する認識の不足
 - ・人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
 - 怒りの感情を抑えきれない
 - ・指導に従わない児童に対し、怒りの感情をコントロールできなかった。
 - 学校の協力体制の不十分さ
 - ・児童の特性や指導方法等の情報が共有されていなかった。
 - 〇 指導力不足
 - 児童Aの特性に合わせた指導ができなかった。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 意識の向上
 - 人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・怒りの感情をコントロールする。⇒ アンガーマネジメントを習得する。(P8)
 - 〇 組織力の向上
 - ・特別な教育的支援が必要な生徒への適切な対処方法について、学校内で共通理解を図る。 (P19)
 - ・管理職が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - ・支え合う体制を確立する。⇒ 指導場面の交流を促進する。(P9)
 - ふだんから同僚や管理職が注意や助言をする。⇒ 同僚性を高める。(P10)
 - X先生とコミュニケーションを取り、悩みを聴いたり児童生徒理解や指導法について交流する。⇒ 同僚性を高める。(P9·10)
 - ※ 「体罰は、必要ない」指導とはどのようなものでしょうか。
 - 〇 指導力の向上
 - 人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19) 特に、特別な教育的支援が必要な児童生徒の場合、多くの観点から情報を把握してよく理解 しておく(アセスメントカを高める)。
 - 特別な教育的支援を要する児童生徒の特性を理解した指導。(P19)
 - チャイムが鳴る前に「チャイムが鳴ったら読書を終えなければいけないこと」を予告するなど、児童生徒の特性に合わせた指導。(P19)
 - チャイムに合わせて行動を切り替えることができた時に承認し、その行動を強化していくなど、注意や叱責で問題となる行動をやめさせるよりも、認められる行動をその都度具体的に教える指導。⇒ ABC分析(P26·27)

【事例8 回答例】部活動

男子バレーボール部のX先生は、部活動の指導に非常に熱心で、チームは県の大会でも常に上位まで勝ち進んでおり、数年前には全国大会に出場したこともあった。X先生の指導を受けるために入学してくる生徒も多く、生徒や保護者から信頼されていた。X先生は、強いチームをつくるためには、厳しい指導が必要だと考え、自分が学生時代に指導を受けていたように、試合に負けたときや生徒が気持ちの入らないプレーをしたときには、平手で叩くなどの罰を日常的に与えていた。生徒や保護者も、「レギュラーに入るためや強くなるためには、厳しい指導はやむを得ない。」と、X先生の指導に従っていた。

大切な大会直前の練習試合で、X先生の思い通りのゲームができず、チームは負けた。そこで、 X先生は、大会に向けて気合いを入れ直すために、キャプテンである生徒Aを全員の前で、「お前が チームをまとめていないからだ。」と叱責し、平手で顔を数発叩いた。このときの暴力がもとで、生 徒Aは右耳の鼓膜を破るケガを負った。

(1) X先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。

- 平手で叩くなどの罰を日常的に与えていた行為。
- 、O 平手で生徒Aの顔を数発叩き、右耳の鼓膜を破るケガを負わせた行為。

(2) X先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。

- 〇 体罰に関する認識の不足
 - 人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
- 〇 体罰容認の意識
 - 強いチームをつくるには、体罰が必要であると考えていた(勝利至上主義)。
 - 自らの被体罰経験から体罰を肯定していた。
 - 信頼関係があれば、体罰も許されると考えていた。
 - 生徒や保護者も体罰を容認していると思っていた。
- 学校の協力体制の不十分さ
 - ・ふだんから、教職員同士が互いに注意し合える雰囲気をつくれていなかった。
 - 男子バレー部の指導がX先生に任せられ、指導の実態が他の教職員にわかりにくかった。
- 〇 指導力不足
 - 試合に勝たせてやるという自己本位の考えに陥るようになり、スポーツの楽しさを教えることを見失っていた。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 〇 意識の向上
 - 人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・勝利至上主義を改める。⇒ 部活動の意義を正しく理解する。(P21)
 - ・学校や部活動指導者、生徒や保護者が体罰等のない部活動運営に関する共通理解を深める。 ⇒ ミーティング・保護者会で周知徹底する。(P4·5·21)
 - 〇 組織力の向上
 - 管理職が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - ・支え合う体制を確立する。⇒ 指導場面の交流を促進する。(P9)
 - ・ふだんから同僚や管理職が注意や助言をする。⇒ 同僚性を高める。(P10)

- 〇 指導力の向上
 - ・人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19)
 - 日頃から生徒の能力に応じた技能向上を目指す練習を取り入れた指導。(P21)
 - 言葉による威圧や暴力ではなく、科学的根拠に基づいたスポーツ理論と情熱で生徒のやる気を引き出す指導。(P22~25)
 - ・指導者による外発的動機づけよりも、生徒の内発的動機づけによる活動に重点を置く指導。⇒ コーチング、メンタルトレーニング(P22~25)
- * (PO) は、体罰防止啓発資料 (冊子) のページ数を示しています。

【事例9 回答例】部活動

県中学校総合体育大会を2週間後に控えた夏の日差しが厳しいある日、生徒は練習に励んでいた。 その最中、緩慢なプレーをする生徒Aがいたため、X先生は練習を中止し、生徒を集め、約10分間 激しく怒鳴った。その後、X先生は選手に喝を入れるため、グラウンドを10周走るよう命じた。

グラウンドを走る練習で、いつも全力を出すことなく走る生徒Bがこの日もいつもと変わらない 様子であったため、X先生は生徒Bが通り過ぎる際、椅子を生徒B付近にめがけて投げつけ、大き な声で叱責した。

グラウンドには、他の部活動を指導していた先生もおり、激しく罵倒するX先生の言動に気付いていた。

その翌日、他の部活動に参加する生徒の保護者から、X先生の言動について知らせる電話が入った。

X先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。

- 〇 激しく罵倒する行為。
- 椅子を投げて威嚇する行為。
- 炎天下のもと長時間激しく怒鳴り、その後、連続して走らせる行為。

(2) X先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。

- 体罰に関する認識の不足
 - 人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
 - 生徒や保護者からの訴えがない中で、今まで行ってきた指導が正しい行為であると思っていた。
- 怒りの感情を抑えきれない
 - ・生徒Bの態度に腹が立ち、怒りの感情をコントロールできずに威嚇や罵倒を行った。
 - 大会が迫っていて、不安や焦りがあった。
- 〇 体罰容認の意識
 - やる気を出させるためには、罵倒や威嚇をすることもやむを得ないと思っていた。
- 〇 学校の協力体制の不十分さ
 - ・ふだんから、教職員同士が互いに注意し合える雰囲気をつくれていなかった。
- 〇 指導力不足
 - 科学的な根拠がある指導法を身に付けていなかった。
 - 指導場面で、正しく叱ることができなかった。

(3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。

- ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
- 意識の向上
 - ・人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・怒りの感情をコントロールする。⇒ アンガーマネジメントを習得する。(P8)
 - ・学校や部活動指導者、生徒や保護者が体罰等のない部活動運営に関する共通理解を深める。 ⇒ ミーティング・保護者会で周知徹底する。(P4·5·21)
- 〇 組織力の向上
 - 管理職が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - ・支え合う体制を確立する。⇒ 指導場面の交流を促進する。(P9)
 - ・ふだんから同僚や管理職が注意や助言をする。⇒ 同僚性を高める。(P10)

- 〇 指導力の向上
 - ・人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19)
 - 言葉による威圧や暴力ではなく、科学的根拠に基づいたスポーツ理論と情熱で生徒のやる気を引き出す指導。(P22~25)
 - ・指導者による外発的動機づけよりも、生徒の内発的動機づけによる活動に重点を置く指導。 ⇒ コーチング、メンタルトレーニング(P22~25)
 - ・児童生徒が自分のよくなかったことに気付き行動変容できるように叱る指導。(P3·15·25)

【事例10 回答例】部活動

A中学校には、剣道の技術指導ができる先生がおらず、Xさんに外部指導者として指導を依頼した。顧問のY先生は、部活動には消極的で、休日の部活動指導をほとんどXさんに任せている状態であった。剣道経験者であるが、生徒への指導は初めてであるXさんは、「最初が肝心」との思いから、剣道の技術を教える前に、厳しく礼儀作法から指導していた。そんな折、生徒から「早く剣道をしたい。」等の不満の声が上がった。Xさんは、「お前たちに剣道をする資格はない。」と怒鳴り、全員の頭を竹刀で軽く叩き、一時間正座させた。次の日、剣道部員の保護者から校長に、「Xさんを指導者から外せ。」という電話が入った。

- (1) X さんのどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。
- 全員の頭を竹刀で軽く叩き、全員を長時間正座させた行為。
- (2) X さんは、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。
 - 〇 体罰に関する認識の不足
 - 人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
 - 怒りの感情を抑えきれない
 - ・不満の声を上げる生徒に対し、怒りの感情をコントロールできなかった。
 - 〇 体罰容認の意識
 - 自分の経験から、痛みや辛さとともに体で覚えさせることが有効と考えていた。
 - 〇 学校の協力体制の不十分さ
 - 初めて指導を行う外部指導者に対して、学校側から部活動の目的や体罰についての説明が周 知徹底されていなかった。
 - XさんとY先生との意思疎通がなく、Xさんに任せきりになっていた。
 - 〇 指導力不足
 - ・礼儀作法の大切さを他の方法で生徒に伝えることができなかった。
 - 早く剣道の練習をしたい生徒の気持ちを受けとめることができなかった。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 〇 意識の向上
 - 人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・怒りの感情をコントロールする。⇒ アンガーマネジメントを習得する。(P8)
 - ・学校や部活動指導者、生徒や保護者が体罰等のない部活動運営に関する共通理解を深める。 ⇒ ミーティング・保護者会で周知徹底する。(P4·5·21)
 - 〇 組織力の向上
 - ・外部指導者との共通理解を図る。⇒ 部活動の意義を正しく理解する。(P21)
 - 管理職が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - ・指導を外部指導者に任せきりにしない。
 - ⇒ 教員が積極的に参加する。役割分担をして指導する。(P9·10)
 - Y先生や管理職が注意や助言をする。⇒ 同僚性を高める。(P10)
 - ※ 「体罰は、必要ない」指導とはどのようなものでしょうか。
 - 〇 指導力の向上
 - 人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19)
 - 言葉による威圧や暴力ではなく、科学的根拠に基づいたスポーツ理論と情熱で生徒のやる気を引き出す指導。(P22~25)
 - ・指導者による外発的動機づけよりも、生徒の内発的動機づけによる活動に重点を置く指導。 ⇒ コーチング、メンタルトレーニング(P22~25)

【事例11 回答例】部活動

A高校野球部は甲子園出場の常連校で、監督であるX先生は生徒からも信頼されていた。生徒は、「この監督の言うことは絶対だ。監督についていけば、必ず甲子園に俺たちを連れて行ってくれる。」と信じ、保護者もX先生に全幅の信頼を寄せていた。公式戦間近のある日の練習試合で、チームの中心選手であった生徒Bは好機で再三バントミスを繰り返した。試合中、下を向いてうなだれている生徒Bに対して「お前がそんな態度を見せてどうするんだ。チームの士気に関わるだろ。」と言って、生徒Bの頬を一回平手打ちした。

生徒Bはその後も試合に出てプレーをし、気を奮い立たせたかのように好プレーを連発し、チームは逆転勝ちを収めた。試合後に、X先生は生徒Bに、「ナイスプレーだったな。さっきはお前のバントミスを叱ったんじゃない。チームを引っ張る立場のお前があんな腐った態度を取っちゃいけないんだよ。また、しっかりとチームを引っ張っていってくれ。」と、フォローの言葉をかけた。生徒Bが何も言わなかったので、X先生は生徒Bが納得したと思い、生徒Bの保護者にも管理職にもこのことを伝えなかった。

(1) X先生のどのような行為が体罰や不適切な行為にあたるのでしょう。

- (○ 生徒Bの頬を一回平手打ちした行為。
 - ☆ 上記以外で、X先生の指導等で気になる点があれば、話合いましょう。

(2) X先生は、なぜ、体罰や不適切な行為を行ったのでしょう。

- 〇 体罰に関する認識の不足
 - ・人権尊重、体罰否定の意識が低かった。
- 〇 体罰容認の意識
 - ・強いチームをつくるには、体罰が必要であると考えていた(勝利至上主義)。
 - ・士気を高めるためには、体罰が効果的だと考えていた。
 - 信頼関係があれば、体罰も許されると考えていた。
 - 生徒や保護者も体罰を容認していると思っていた。
- 〇 学校の協力体制の不十分さ
 - ・ふだんから、教職員同士が互いに注意し合える雰囲気をつくれていなかった。
- 〇 指導力不足
 - 試合に勝たせてやるという自己本位の考えに陥るようになり、スポーツの楽しさを教えることを見失っていた。
- (3) どのようにすれば体罰や不適切な行為を防ぐことができるのでしょう。
 - ※ 「体罰は、しない・させない」ようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。
 - 意識の向上
 - 人権尊重、体罰否定の意識を高める。
 - ⇒ 校内研修、自己指導振り返りシート、管理職面談等を実施する。(P1·2·7·18)
 - ・勝利至上主義を改める。⇒ 部活動の意義を正しく理解する。(P21)
 - ・学校や部活動指導者、生徒や保護者が体罰等のない部活動運営に関して共通理解を深める。 ⇒ ミーティング・保護者会で周知徹底する。(P4·5·21)
 - 〇 組織力の向上
 - 管理職が指導の状況を把握するために校内を巡回する。(P12)
 - ・支え合う体制を確立する。⇒ 指導場面の交流を促進する。(P9)
 - ふだんから同僚や管理職が注意や助言をする。⇒ 同僚性を高める。(P10)

- 〇 指導力の向上
 - ・人権尊重の精神、深い児童生徒理解、確かな信頼関係をベースにした指導。(P17~19)
 - ・部活動の意義や目的を正しく理解し、顧問としてあるべき姿を常に意識した指導。(P21)
 - 言葉による威圧や暴力ではなく、科学的根拠に基づいたスポーツ理論と情熱で生徒のやる気を引き出す指導。(P22~25)
 - ・指導者による外発的動機づけよりも、生徒の内発的動機づけによる活動に重点を置く指導。 ⇒ コーチング、メンタルトレーニング(P22~25)
- ☆ 生徒が納得したと判断し、管理職や保護者に叩いたことや指導の内容・結果などを報告しなかったこと。
- * (PO) は、体罰防止啓発資料 (冊子) のページ数を示しています。